

第159回 定時株主総会

招集ご通知

日 時

2021年6月18日（金曜日）午前10時

場 所

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株式会社A D E K A 本社15階ホール

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬等に関する事項決定の件 |

書面（議決権行使書）及びインターネット等
による議決権行使期限2021年6月17日（木曜日）
午後5時15分まで

目 次

第159回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
オンデマンド配信のご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件	14
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	25
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	31
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	34
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	35
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬等に関する事項決定の件	36

(添付書類)

事業報告	41
連結計算書類	60
計算書類	62
監査報告	64

株主総会のお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(証券コード 4401)
2021年6月2日

株 主 各 位

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株 式 会 社 A D E K A
代表取締役社長 城 詰 秀 尊

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただきたく存じます。

次頁のいずれかの方法によって事前の議決権行使を行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月17日（木曜日）の午後5時15分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株式会社A D E K A 本社15階ホール
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第159期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬等に関する事項決定の件

4. 議決権行使について

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2021年6月17日（木曜日）の午後5時15分までに到着するようご返送ください。**

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を、**2021年6月17日（木曜日）の午後5時15分までにご入力ください。**

インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。




なお、書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使により、重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

以上

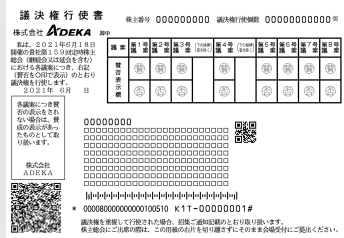
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.adeka.co.jp>) に掲載し、株主様への提供書類には記載されません。
 - (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」、「当社の支配に関する基本方針の内容の概要」、「財産及び損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.adeka.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎節電に協力するため、株主総会当日は、総会会場の冷房温度を高めにご設定させていただきますので、軽装でお越しくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎新型コロナウイルス感染症への対応については、招集通知の同封書面「当社第159回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について」をご参照ください。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3つの方法をご参照いただき行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席される方	株主総会に当日ご出席されない方	
<p style="text-align: center;">株主総会ご出席</p>  <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p>	<p style="text-align: center;">郵送(書面)</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。お早めにご投函ください。</p>	<p style="text-align: center;">インターネット等</p>  <p>議決権をインターネットで行使される場合、議決権行使書用紙右側のQRコードをスマートフォンで読み取るか、議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。</p>
<p style="text-align: center;">株主総会開催日時</p> <p style="text-align: center;">2021年6月18日(金曜日) 午前10時</p>	<p style="text-align: center;">行使期限</p> <p style="text-align: center;">2021年6月17日(木曜日)の 午後5時15分まで</p>	<p style="text-align: center;">行使期限</p> <p style="text-align: center;">2021年6月17日(木曜日)の 午後5時15分まで</p>

【議決権行使書のご記入方法のご案内】



お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、必ずご封入し、行使期限の日までご郵送ください。
- 議決権行使書用紙の裏面に議案の賛否を記載し、一部が不明な場合は議案の裏面に記載されている賛否を参考に記載してください。
- 投票の承認は、無記名・匿名により、必ずご封入をお願いします。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、有効なインターネット接続環境を確保し、議決権行使ウェブサイトには必ずインターネットに接続してください。ご不明な点、議決権行使結果をご確認ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 第2号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案 第8号議案

▷ 賛成の場合：「賛」の欄に○印を

▷ 反対の場合：「否」の欄に○印を

第3号議案 第4号議案

▷ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印を

▷ 全員反対の場合：「否」の欄に○印を

▷ 一部の候補者に：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を右枠内にご記入ください。

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

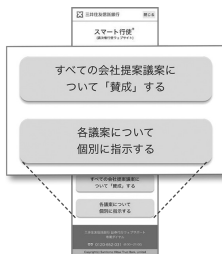
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

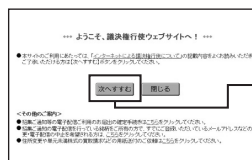
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

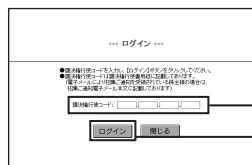
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

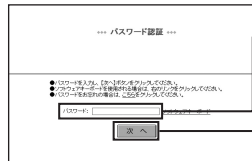
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

((())) オンデマンド配信のご案内

当日、本総会にご出席されない株主様のために、株主総会の一部の様相について、その映像と音声をオンデマンドにて配信いたします。

期 間	2021年6月25日（金曜日）～9月27日（月曜日）
-----	----------------------------

視聴希望の株主様は、以下のURLにアクセスください。

株式会社ADEKA/投資家情報/IRライブラリ/株主総会資料

<https://www.adeka.co.jp/ir/library/results/index6.html>

または、サーチエンジンにて以下の検索を行ってください。

ADEKA 株主総会

Q 検索

スマートフォンから以下のQRコードを読み取る方法でもアクセスできます。



ご視聴に関する留意事項

- ・ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- ・配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ・インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。



ご視聴の方法

視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードのご入力をお願いいたします。

- ① ID：議決権行使書に記載されている「株主番号」（9桁の半角数字）
- ② パスワード：2021年3月末（基準日）時点における

株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（ハイフンを除く7桁の半角数字）

① ID …………… 株主番号

※ ID（株主番号）は、議決権行使書を投函する前に、必ずお手元にお控えください。
同封文書（「本株主総会のオンデマンド配信について」）内にお控え欄を設けておりますので、是非ご活用ください。

[株主番号メモ欄]

② パスワード …………… 郵便番号 ※ パスワードは、議決権行使書に記載の郵便番号とは異なる場合がございます。

- ・2021年3月末（基準日）以降の住所変更や、議決権行使書送付先をご指定いただいている場合等の情報は反映されておきませんので、恐れ入りますが、基準日時点の株主様ご本人のご登録郵便番号をご入力ください。
- ・日本国内非居住者の方につきまして、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。

【配信に関するお問い合わせ先】

① ID・パスワードに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行 専用ダイヤル

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

（受付時間 平日 午前9時～午後5時）

② その他のお問い合わせ

メールアドレス

adeka-adeka-soukai@adeka.co.jp

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

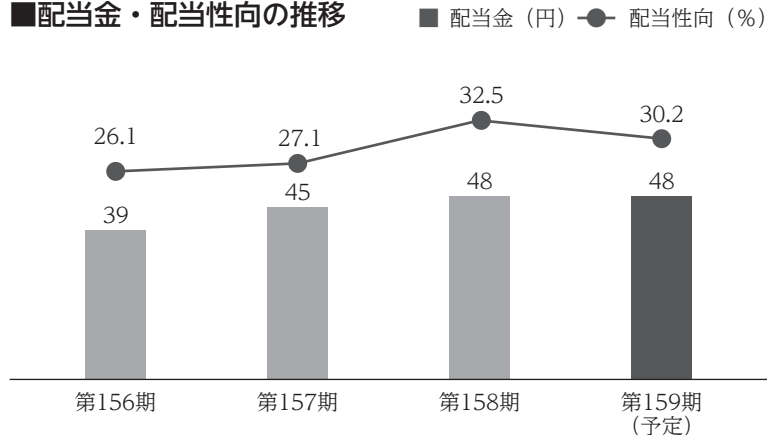
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

<期末配当に関する事項>

当社は、財務体質と経営基盤の強化・拡充を図りながら、財務状況と業績等を勘案して、株主に対する適正な利益の還元を行うことを基本方針として、配当金額を決定しております。この配当政策に基づき慎重に検討しました結果、第159期の期末配当金につきましては、当期の業績及び経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	<p>当社普通株式1株につき金24円</p> <p>なお、中間配当金24円を加えた当期の年間配当金は、1株につき48円（前期の年間配当金は1株当たり48円）となります。</p> <p>配当総額 2,488,975,680円</p>
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月21日（月曜日）

■配当金・配当性向の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能・監督体制の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 天災地変や疫病の蔓延等の不測の事態の発生により、取締役会が必要と認めるときは、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第33条（期末配当等）を新設し、現行定款第36条（剰余金の配当の基準日）及び現行定款第37条（中間配当）を変更するものであります。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できることとするべく、変更案第26条第1項の規定を新設するものであります。なお、変更案第26条第1項の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設及び削除に伴う条数の変更など、その他所要の変更をいたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第18条 当社は取締役15名以内を置く。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第18条 当社は取締役18名以内を置く。 <u>2. 前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役をもって構成する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日より2日前に各取締役及び各監査役に対し発する。但し緊急の必要あるときは更に短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>5. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>6. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会規則で別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役をもって構成する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日より2日前に各取締役に対し発する。但し緊急の必要あるときは更に短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>5. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>6. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会規則で別に定める。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第22条 <u>当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第25条 (新設)</p> <p>当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (定員) 第26条 当会社は監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任方法) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度額において免除することができる。</u> 2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会) 第29条 監査役会は、監査役をもって構成する。 2. 監査役会の招集通知は、会日より2日前に各監査役に対し発する。但し緊急の必要あるときは、更に短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。 4. 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会規則で別に定める。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(報酬等) 第31条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役との責任限定契約) 第32条 当社は監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。 2. 監査等委員会の招集通知は、会日より2日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の必要あるときは更に短縮することができる。また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 3. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。 4. 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規則で別に定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第33条～第34条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第35条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当) 第37条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払う義務を免れるものとする。 2. 未払配当金には利息をつけない。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第28条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第31条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(期末配当等) 第33条 <u>当社は株主総会の決議によって、期末配当をすることができる。</u> 2. <u>天災地変や疫病の蔓延等の不測の事態の発生により、取締役会が必要と認めるときは、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第34条 当社は取締役会の決議によって、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払う義務を免れるものとする。 2. 未払配当金には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役11名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役候補者属性
1	しろづめひでたか 城 詰 秀 尊	代表取締役社長	再任
2	とみやすはるひこ 富 安 治 彦	代表取締役兼専務執行役員 社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部担当 兼 内部統制推進委員長 日本農薬株式会社 取締役監査等委員	再任
3	こばやしよしあき 小 林 義 昭	取締役兼執行役員 食品本部長 兼 東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー	再任
4	ふじさわしげき 藤 澤 茂 樹	取締役兼執行役員 化学品営業本部長	再任
5	しがやうじ 志 賀 洋 二	取締役兼執行役員 財務・経理部長	再任
6	よしなかつあつや 芳 仲 篤 也	取締役兼執行役員 研究開発本部長	再任
7	やすだすすむ 安 田 晋	取締役兼執行役員 法務・広報部、経営企画部、情報システム部、 デジタル化業務改革推進部担当 兼 コンプライアンス推進委員長 兼 設備投資委員長	再任
8	かわもとなおし 川 本 尚 史	取締役兼執行役員 樹脂添加剤本部長	再任
9	かくたのりやす 角 田 憲 康	上席執行役員 環境・安全対策本部長	新任
10	ながいかずゆき 永 井 和 之	取締役	再任 社外 独立
11	えんどうしげる 遠 藤 茂	取締役	再任 社外 独立
12	ほりぐちまこと 堀 口 誠		新任 社外 独立

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所届出独立役員

(注)当社は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しており、本年8月に更新予定となっております。本議案でお諮りする取締役候補者のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後、被保険者となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	しろづめひでたか 城詰秀尊 (1961年11月10日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回)	1985年4月 当社入社 2005年6月 当社電子材料営業部長 2010年6月 当社情報・電子材料営業部長 2011年6月 当社化学品企画部長 2014年6月 当社執行役員化学品企画部長 2015年6月 当社執行役員大阪支社長 2016年6月 当社取締役兼執行役員大阪支社長 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 兼設備投資委員長 2018年6月 当社代表取締役社長(現)	47,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 城詰秀尊氏は、化学品営業部門、同企画部門の責任者を務め、当社化学品事業の安定化、強化に取り組んできました。2016年6月より、取締役として当社経営に携わり、2018年6月からは、代表取締役社長として強力なリーダーシップのもと、中期経営計画『BEYOND 3000』の達成に向け陣頭に立って経営を指揮してきました。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役選任をご承認いただけた場合には、その後の取締役会において、代表取締役社長に選定される予定です。</p>			
<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 再任	とみ やす はる ひこ 富 安 治 彦 (1956年7月7日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回)	1979年4月 株式会社第一勧業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行 2005年7月 株式会社みずほ銀行管理部 部長 2007年6月 当社監査役 2009年6月 当社監査役退任 当社取締役兼執行役員法務・広報部、財務・経理部担当兼内部統制推進委員長 2009年12月 日本農業株式会社社外監査役 2010年6月 当社取締役兼執行役員法務・広報部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長 2012年6月 当社取締役兼執行役員人事部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長 2014年6月 当社取締役兼常務執行役員人事部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員人事部、財務・経理部、購買・物流部担当兼内部統制推進委員長 2018年6月 当社取締役兼専務執行役員社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部担当兼内部統制推進委員長 2018年9月 日本農業株式会社監査役 2020年6月 日本農業株式会社取締役監査等委員（現） 当社代表取締役兼専務執行役員社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部担当兼内部統制推進委員長（現）	39,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 富安治彦氏は、金融業界における長年の経験と高度な知見を有し、監査役、取締役として当社経営に携わり、当社の財務上の重要課題に対処するなど経営全般に関し有用な提言を行ってまいりました。2020年6月からは、代表取締役兼専務執行役員として、当社経営に強力なリーダーシップと優れた業務遂行能力を発揮しております。また、内部統制推進委員長として、当社グループの内部統制推進体制の強化を進めてまいりました。これらの豊富な経験と実績、知見を当社グループ経営に生かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役選任をご承認いただけた場合には、その後の取締役会において、代表取締役兼専務執行役員に選定される予定です。</p>			
<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 再任	こばやし よしあき 小林 義昭 (1962年5月7日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回)	1985年4月 当社入社 2011年2月 当社西日本食品営業部長 2012年6月 当社東日本食品営業部長 2016年6月 当社執行役員食品本部副本部長兼東日本食品営業部長 2017年6月 当社取締役兼執行役員食品本部長兼東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー(現) 2018年3月 艾迪科食品(常熟)有限公司董事長(現) 【重要な兼職の状況】 艾迪科食品(常熟)有限公司董事長	22,800株
【取締役候補者とした理由】 小林義昭氏は、長年にわたり食品の営業に従事し、営業部門の責任者として、食品事業の安定化、強化に取り組んできました。2017年6月からは、取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 当社と艾迪科食品(常熟)有限公司との間には、製品の売買、債務保証、技術ライセンス、金銭貸付の取引関係があります。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 再任	ふじ さわ しげ き 藤 澤 茂 樹 (1963年5月26日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回)	1987年4月 当社入社 2009年6月 当社機能性樹脂営業部長 2011年6月 当社情報・電子材料営業部長 2015年6月 当社化学品企画部長 2016年6月 当社執行役員化学品営業本部副本部長兼 化学品企画部長 2017年3月 台湾艾迪科精密化学股份有限公司董事長(現) 艾迪科精細化工(上海)有限公司董事長(現) 2017年6月 当社取締役兼執行役員化学品営業本部長(現) 【重要な兼職の状況】 台湾艾迪科精密化学股份有限公司董事長 艾迪科精細化工(上海)有限公司董事長	20,400株
【取締役候補者とした理由】 藤澤茂樹氏は、長年にわたり化学品の営業に従事し、化学品営業部門及び同企画部門の責任者として、化学品事業の強化に取り組んできました。2017年6月からは、取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 当社と台湾艾迪科精密化学股份有限公司と艾迪科精細化工(上海)有限公司との間には製品の売買、技術ライセンスの取引関係があります。			
5 再任	し が よう じ 志 賀 洋 二 (1962年8月3日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回)	1985年4月 当社入社 2006年6月 当社財務・経理部長 2014年6月 当社執行役員財務・経理部長 2018年6月 当社取締役兼執行役員財務・経理部長(現)	24,800株
【取締役候補者とした理由】 志賀洋二氏は、長年にわたり財務・経理部門を担当し、財務・経理部長として財務戦略の策定と推進を通じて、当社グループの財務体質の強化に取り組んできました。2018年6月からは、取締役として当社経営に携わっております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 再任	芳仲篤也 (1963年2月10日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回)	1985年4月 当社入社 2009年9月 当社電子材料開発研究所長 2014年6月 当社執行役員電子材料開発研究所長 2015年6月 当社執行役員研究企画部長 2018年6月 当社取締役兼執行役員研究開発本部長(現) 株式会社東京環境測定センター代表取締役社長(現) 【重要な兼職の状況】 株式会社東京環境測定センター代表取締役社長	21,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 芳仲篤也氏は、長年にわたり電子材料分野における研究・開発及び研究企画部門の責任者として、研究・開発の指揮をとり、当社の研究・開発・企画活動の推進に取り組んできました。2018年6月からは、取締役として当社経営に携わっております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 当社と株式会社東京環境測定センターとの間には、分析業務の委託の取引関係があります。</p>			
7 再任	安田晋 (1959年4月29日生) 取締役会出席率 100% (15回/15回)	1985年4月 当社入社 2009年6月 当社法務・広報部長 2012年6月 当社人事部長 2015年6月 当社執行役員人事部長 2017年6月 当社執行役員大阪支社長 2020年6月 当社取締役兼執行役員法務・広報部、経営企画部、情報システム部担当兼コンプライアンス推進委員長兼設備投資委員長 2020年10月 当社取締役兼執行役員法務・広報部、経営企画部、情報システム部、デジタル化業務改革推進部担当兼コンプライアンス推進委員長兼設備投資委員長(現)	14,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 安田晋氏は、法務・広報部長、人事部長を歴任し、当社の経営管理体制の強化を推進しました。また、大阪支社長として国内事業の安定化、強化に取り組んできました。2020年6月からは、取締役として当社経営に携わり、当社の情報セキュリティ管理体制の強化、業務のデジタル化推進に取り組むなど職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8 再任	かわもと なおし 川本尚史 (1962年12月17日生) 取締役会出席率 100% (15回/15回)	2002年1月 当社入社 2014年6月 当社樹脂添加剤開発研究所長 2017年6月 当社執行役員樹脂添加剤開発研究所長 2020年6月 当社取締役兼執行役員樹脂添加剤本部長(現) 2021年3月 艾迪科精細化工(浙江)有限公司董事長(現) 2021年4月 長江化学股份有限公司董事長(現) 艾迪科精細化工(常熟)有限公司董事長(現) 【重要な兼職の状況】 艾迪科精細化工(浙江)有限公司董事長 長江化学股份有限公司董事長 艾迪科精細化工(常熟)有限公司董事長	12,600株
【取締役候補者とした理由】 川本尚史氏は、樹脂添加剤事業における研究開発部門の責任者として、当社の研究・開発体制の強化及び市場・顧客ニーズに応えた製品開発を通じて同事業のグローバル展開に貢献してきました。また、2020年6月からは、取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 当社と艾迪科精細化工(浙江)有限公司との間には、技術ライセンス、金銭貸付の取引関係があります。当社と長江化学股份有限公司との間には、製品の売買の取引関係があります。当社と艾迪科精細化工(常熟)有限公司との間には、製品の売買、技術ライセンスの取引関係があります。			
9 新任	かく た のり やす 角田憲康 (1959年4月2日生)	1985年4月 当社入社 2014年6月 当社鹿島工場長 2016年6月 当社執行役員鹿島工場長 2018年6月 当社執行役員生産副本部長 2018年12月 当社執行役員環境・安全対策本部長 2019年3月 当社執行役員環境・安全対策本部長兼技術部長 2020年6月 当社上席執行役員環境・安全対策本部長(現)	11,000株
【取締役候補者とした理由】 角田憲康氏は、生産部門や環境・安全対策を統括する責任者として、当社の生産体制の強化及び環境対策、品質監査、安全管理等の強化に取り組んできました。2016年6月からは、執行役員として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうべく、取締役として選任をお願いするものであります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10 再任 社外 独立	なが い かず ゆき 永井和之 (1945年9月24日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回) 在任年数(本総会最終時) 11年	1981年4月 中央大学法学部教授(会社法) 1999年11月 中央大学法学部長 2004年5月 弁護士登録(現) 2005年11月 中央大学学長 2005年12月 中央大学総長 2010年6月 当社社外取締役(現) 2012年6月 公益財団法人私立大学通信教育協会会長(現) 2016年4月 中央大学名誉教授(現) 【重要な兼職の状況】 公益財団法人私立大学通信教育協会会長 中央大学名誉教授	6,900株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>永井和之氏は、長年にわたり大学の法学部で商法(会社法)の教鞭を取り、弁護士資格も有しています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、総長・学長として大学の経営に携わった豊富な実務経験と高度な専門知識を活かして当社経営全般に助言いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
<p>【独立性に関する事項】</p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は33頁に記載のとおりです。</p>			
<p>【責任限定契約】</p> <p>当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。</p>			
<p>【その他社外取締役候補者に関する特記事項】</p> <p>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11 再任 社外 独立	えん どう しげる 遠藤 茂 (1948年10月16日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回) 在任年数 (本総会終結時) 3年	1974年4月 外務省入省 1989年2月 国際エネルギー機関出向 2001年4月 同省中東アフリカ局審議官 2002年2月 同省領事移住部審議官 2003年8月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使 兼 在ジュネーブ日本国総領事館総領事 2007年3月 在チュニジア特命全権大使 2009年7月 在サウジアラビア特命全権大使 2012年10月 外務省退官 2013年6月 日揮株式会社社外取締役 飯野海運株式会社社外取締役 (現) 2014年4月 外務省参与 (現) 2017年12月 2025年国際博覧会誘致特使 2018年6月 当社社外取締役 (現) 2019年10月 日揮ホールディングス株式会社社外取締役 (現) 【重要な兼職の状況】 飯野海運株式会社社外取締役 外務省参与 日揮ホールディングス株式会社社外取締役	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 遠藤茂氏は、長年にわたり外交官として活躍され、豊富な国際経験を有しております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、国際情勢等の幅広い知識・見識と豊かな国際感覚を活かして当社経営全般に助言いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は33頁に記載のとおりです。			
【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。			
【その他社外取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
12 新任 社外 独立	ほりぐち まこと 堀口 誠 (1955年12月5日生)	1979年4月 岩谷産業株式会社入社 2012年6月 同社執行役員 2015年4月 同社常務執行役員 2016年4月 同社産業ガス・機械事業本部 副事業本部長(東部) 2016年6月 同社取締役執行役員 産業ガス・機械事業本部長 2017年4月 同社常務取締役 2018年7月 同社お客様サービス本部長(現) 2019年4月 同社取締役専務執行役員 産業ガス本部、水素本部、機械本部担当(現) 2020年4月 同社取締役副社長執行役員(現) 営業部門管掌(現) 【重要な兼職の状況】 DORAL PTY LTD. DIRECTOR (ドラル会社取締役) IWATANI(CHINA)LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司取締役)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
堀口誠氏は、現在、岩谷産業株式会社の取締役副社長執行役員として同社の営業部門を統括し、また同社の海外事業会社の経営に携わるなど、経営及び企業統治に関する豊富な経験、幅広い見識、グローバルな知見及び人格を兼ね備えております。当社経営全般に対して適切な監督・助言をいただき、当社の企業価値向上に貢献いただけることを期待し、社外取締役として選任するものです。			
【独立性に関する事項】			
同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、本総会において、同氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出る予定です。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は33頁に記載のとおりです。			
【責任限定契約】			
当社は、本総会において同氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。			
【その他社外取締役候補者に関する特記事項】			
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役候補者属性
1	はやし 林 よしと 義人	監査役	新任
2	やじま 矢島 あきまさ 明政	監査役	新任
3	おくやま 奥山 あきお 章雄	監査役	新任 社外 独立
4	たけむら 竹村 ようこ 葉子	監査役	新任 社外 独立
5	さとう 佐藤 よしき 美樹	監査役	新任 社外 独立

(注)当社は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しており、本年8月に更新予定となっております。上記の候補者については、選任後、被保険者となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 新任	はやし よし と 林 義 人 (1953年11月7日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回) 監査役会出席率 100% (7回/7回)	1976年4月 当社入社 2008年6月 当社食品企画部長 2012年6月 当社執行役員食品企画部長 2014年6月 当社常勤監査役(現)	20,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 林義人氏は、執行役員として、営業部門を中心に業務執行に携わってきた経歴・実務経験があり、当社の業務に精通しております。また、子会社の代表取締役や監査役を務めていたことなどから、企業経営や監査業務に関する相当程度の知見を有しております。これらの豊富な経験と実績を監査体制の強化に活かしてもらうことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			
【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の監査等委員である取締役としての選任をご承認いただいた場合、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。			
【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 新任	や じま あき まさ 矢 島 明 政 (1953年1月1日生) 取締役会出席率 100% (19回/19回) 監査役会出席率 100% (7回/7回)	1987年4月 当社入社 2006年6月 当社電子材料開発研究所長 2009年6月 当社執行役員電子材料開発研究所長 2009年9月 当社執行役員研究企画部長 2011年6月 株式会社東京環境測定センター代表取締役社長 2013年6月 当社取締役兼執行役員研究企画部長 2013年12月 当社取締役兼執行役員研究開発本部長 2018年6月 当社常勤監査役(現)	28,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 矢島明政氏は、研究開発部門を中心に業務執行に携わってきた経歴・実務経験があり、当社の業務に精通しております。また、子会社の代表取締役として経営に携わり、2013年6月からは、取締役として当社経営に携わってきたことから、経営全般にわたる豊富な経験と広範な知識を有しております。これらの豊富な経験と実績を監査体制の強化に活かしてもらうことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			
【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の監査等委員である取締役としての選任をご承認いただいた場合、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。			
【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<p>3</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>おく やま あき お 奥 山 章 雄 (1944年10月10日生)</p> <p>取締役会出席率 100% (19回/19回)</p> <p>監査役会出席率 100% (7回/7回)</p>	<p>1968年12月 監査法人中央会計事務所入所 1971年3月 公認会計士登録 1983年3月 監査法人中央会計事務所(後のみず監査法人)代表社員 2001年7月 日本公認会計士協会会長 2005年5月 中央青山監査法人(後のみず監査法人)理事長 2006年4月 早稲田大学大学院会計研究科客員教授 2007年2月 奥山会計事務所所長(現) 2009年6月 当社社外監査役(現) 2010年6月 日本製粉株式会社(現:株式会社ニッポン)社外監査役 2014年6月 信金中央金庫監事(現) 2020年6月 日本製粉株式会社(現:株式会社ニッポン)取締役監査等委員(社外)(現)</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社ニッポン取締役監査等委員(社外) 信金中央金庫監事</p>	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 奥山章雄氏は、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、企業経営全般に関する十分な見識を有することから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断します。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、今後も当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
<p>【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏が取締役に選任され就任した場合、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として指定し届け出る予定です。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は33頁に記載のとおりです。</p>			
<p>【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の監査等委員である社外取締役としての選任をご承認いただいた場合、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。</p>			
<p>【その他監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 新任 社外 独立	たけむらようこ 竹村葉子 (1952年4月7日生) 取締役会出席率 95% (18回/19回) 監査役会出席率 100% (7回/7回)	1990年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 三宅・今井・池田法律事務所入所 1997年1月 同法律事務所パートナー(現) 2004年6月 株式会社西洋フードシステムズ(現:コンパスグループ・ジャパン株式会社) 社外監査役 2005年6月 株式会社ワコール(現:株式会社ワコールホールディングス) 社外監査役 2011年6月 当社社外監査役(現)	8,200株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
竹村葉子氏は、長年、弁護士として企業法務に精通しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、法律的な見地から専門的な立場で、豊富な経験や識見を活かした客観的な監査をしていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			
【独立性に関する事項】			
同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏が取締役に選任され就任した場合、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として指定し届け出る予定です。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は33頁に記載のとおりです。			
【責任限定契約】			
当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の監査等委員である社外取締役としての選任をご承認いただいた場合、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。			
【その他監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項】			
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5 新任 社外 独立	さとうよしき 佐藤美樹 (1949年12月5日生) 取締役会出席率 95% (18回/19回) 監査役会出席率 100% (7回/7回)	1972年4月 朝日生命保険相互会社入社 2004年7月 同社取締役常務執行役員営業企画統括部門長 2008年7月 同社代表取締役社長 2011年6月 横浜ゴム株式会社社外監査役 2012年6月 当社社外監査役(現) 2012年6月 富士電機株式会社社外監査役 2015年6月 富士急行株式会社社外取締役(現) 2019年4月 朝日生命保険相互会社取締役会長(現) 2019年6月 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟会長(現) 2019年10月 公益財団法人全国税理士共栄会文化財団副理事長(現) 2020年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役(現) 【重要な兼職の状況】 朝日生命保険相互会社取締役会長 富士急行株式会社社外取締役 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟会長 公益財団法人全国税理士共栄会文化財団副理事長 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 佐藤美樹氏は、長年、企業経営に携わり、経営者として培われた豊富な知見・経験等を有することから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断します。今後も当社の経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			
【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員独立性判断基準を満たしており、同氏が取締役に選任され就任した場合、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として指定し届け出る予定です。なお、当社の定める社外役員独立性判断基準は33頁に記載のとおりであります。			
【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の監査等委員である社外取締役としての選任をご承認いただいた場合、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。			
【その他監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項】 同氏は、2020年6月に日本軽金属ホールディングス株式会社の社外監査役に就任し現在に至っておりますが、その在任中の2021年5月、同社の連結子会社である日本軽金属株式会社名古屋工場において、アルミ板製品の一部について、JISの規定と異なる方法で試験を実施したにもかかわらず製品にJISマークを付して出荷していた等の不適切行為により、JIS認証の取消しを受けました。同氏は、当該事案が判明するまで当該事案を認識していませんでしたが、日頃から同社取締役会等においてコンプライアンス重視の視点に立った発言を行ってまいりました。また、当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止についての提言を行うなど、その職務を適切に遂行しております。			

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。本議案において同じ。）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役（以下、「補欠の監査等委員」という。本議案において同じ。）1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員が監査等委員に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものいたします。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ゆみ ば けい じ 弓 場 啓 司 (1968年3月28日生) 社外 独立	1992年10月 中央新光監査法人(後のみすず監査法人)入所 1996年4月 公認会計士登録 2004年7月 中央青山監査法人(後のみすず監査法人)パートナー 2006年9月 みすず監査法人Learning & Education 本部(L&D本部)本部長 2007年8月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ)パートナー、人材育成本部長代行 2011年8月 トーマツeラーニングソリューションズ株式会社専務取締役 2014年12月 同社代表取締役社長 2017年8月 三恵ビジネスコンサルティング株式会社代表取締役社長(現) 2017年9月 一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会代表理事(現) 2018年2月 株式会社デジタル・ナレッジ非常勤監査役(現) 2020年11月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科非常勤講師(現) 【重要な兼職の状況】 三恵ビジネスコンサルティング株式会社代表取締役社長 一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会代表理事	0株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弓場啓司氏は、公認会計士として培われた財務・会計に関する専門的な知識と経験及び企業経営者として培われた幅広い経験と豊富な見識を有しております。これらの経験と知識を活かし、当社経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者いたしました。		
【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として指定し届け出る予定です。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は33頁に記載のとおりであります。		
【責任限定契約】 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。		
【役員等賠償責任保険契約について】 当社は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しており、弓場啓司氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。		
【その他補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

<ご参考> 社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社との人的関係、資本的関係や、取引関係の有無及びその規模等から判断して、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を、独立社外役員（独立社外取締役）の候補者として指名する。

以下に定める要件を満たすと判断される場合、十分な独立性を有する者と判定する。

1. 本人が、当社グループの業務執行者または出身者でないこと。
また、過去5年間に本人の近親者等（注1）が当社グループの業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去5年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主（注2）の業務執行者
 - (2) 当社の主要な取引先（注3）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な借入先（注4）の業務執行者
 - (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (5) 当社から役員報酬以外に多額（注5）の金銭等を得ている者
 - (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者
 - (7) 当社から多額の寄付または助成を受けている団体（注6）の業務を執行する者
3. 本人の近親者等が、現在、2. (1) ないし (7) に該当しないこと。

- 注1 近親者等とは、本人の配偶者または二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
- 2 大株主とは、事業年度末における議決権所有割合が10%以上である者をいう。
- 3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、過去3事業年度の年間取引金額が当社の連結総売上高または相手方の連結総売上高の2%を超える者をいう。
- 4 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 5 多額とは、個人として当社から収受している金銭等の額が過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える場合、または、その所属する団体に対し当社が支払う対価が、過去3事業年度の平均で当該団体の売上高または総収入金額の2%を超える場合をいう。
- 6 多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

なお、社外取締役を選任するにあたり、会社からの独立性以外の要素として、人格や識見に優れ、経営・法律や会計等に関する高度な専門知識や実務経験を有していること等を、候補者の要件とする。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額（第8号議案にかかる譲渡制限付株式に係る報酬等の額を除く。）は、2008年6月23日開催の第146回定時株主総会において年額336百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（第8号議案にかかる譲渡制限付株式に係る報酬等の額を除く。）を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額480百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）と定めることといたしたく存じます。なお、当社は、会社法第361条第7項の定めに従い、2021年5月21日開催の取締役会の決議により、第2号議案「定款一部変更の件」並びに本議案及び第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬等に関する事項決定の件」の承認可決を条件として、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。本議案の内容は、当該方針にも合致するものであり、また、当社が任意に設置しております指名・報酬委員会（委員3名のうち、過半数の2名を独立社外取締役としております。）の助言を得た上で決定したものであり、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は11名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額100百万円以内と定めることといたしたく存じます。本議案の内容は、当社が任意に設置しております指名・報酬委員会（委員3名のうち、過半数の2名を独立社外取締役としております。）の助言を得た上で決定したものであり、その内容は相当と判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬等に関する事項決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は、2017年6月23日開催の第155回定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額336百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。））とは別枠で、年額150百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。本議案において同じ。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、これまでの取締役に対する譲渡制限付株式に係る報酬額と同様に、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額480百万円以内（うち社外取締役は年額60百万円以内。この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。））とは別枠で、年額150百万円以内と定めることといたしたく存じます。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続的なものであること、当社が、会社法第361条第7項の定めに従い、2021年5月21日開催の取締役会の決議により、第2号議案「定款一部変更の件」並びに第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」及び本議案の承認可決を条件として、決定しております取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致すること、及び、当社が任意に設置しております指名・報酬委員会（委員3名のうち、過半数の2名を独立社外取締役としております。）の助言を得た上で決定したものであることからその内容は相当と判断しております。

なお、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件」が原案どおり承認された場合、9名となります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案に基づく決議及び取締役会決議により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整できるものとしたし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上とし、以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）退任時等の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも退任した場合その他本割当契約に定める場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合その他本割当契約に定める場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）無償取得事由の概要

①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- ②当社は、対象取締役につき、譲渡制限期間中に禁錮以上の刑に処せられた場合、破産手続開始等の手続開始の申立てがあった場合、当社の取締役及び執行役員の何れの地位からも退任した場合（ただし、一定の場合を除く）等において、対象取締役がこれらに該当した時点をもって本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③上記のほか、対象取締役において、競業を行ったと当社の取締役会が認めた場合、法令、当社の内部規程に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合等に係る無償取得事由を定める。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、かかる譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

<ご参考> 監査等委員会設置会社移行後の取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬は、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上につながる、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことができるよう、適切かつ健全なパフォーマンスの動機付けとして十分機能する内容のものとする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての役員賞与および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて支給額を決定する。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、各事業年度の業績（連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益）を評価対象とする財務的価値、各事業年度の環境課題への貢献等を評価対象とする社会的価値、その他諸般の事情を総合的に勘案して算出された額を役員賞与として毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値、ひいては株主価値の持続的な向上を図る報酬構成とするため、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は、対象取締役の職務執行開始日から1ヶ月を経過する日までになされる取締役会決議により付与し、その付与数は役位に応じて決定する。また、譲渡制限期間は払込期日から3年以上とし、原則として、当該期間中継続して取締役の地位にあることを条件に譲渡制限を解除する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬である役員賞与のウエイトが高まる構成とする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、概ね以下のとおりとする（業績指標の達成率が100%である場合）。

役 位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役会長 代表取締役社長	55%	22%	23%
取締役兼専務執行役員	59%	20%	21%
取締役兼常務執行役員	61%	17%	22%
取締役兼執行役員	61%	15%	24%

（注 業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は譲渡制限付株式である。）

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等のうち基本報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役社長がその具体的内容について取締役会から委任を受けるものとし、代表取締役社長は、取締役の役位、在任年数に応じて定められた報酬基準により策定した報酬案について、指名・報酬委員会に諮問し、その意見・助言を踏まえて、各取締役の個人別の報酬額を決定する。

個人別の報酬等のうち役員賞与については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長がその具体的内容について取締役会から委任を受けるものとし、代表取締役社長は、各事業年度の業績、環境課題への貢献等、その他諸般の事情を総合的に勘案して報酬案を策定し、指名・報酬委員会に諮問した上で、取締役会において、指名・報酬委員会の意見・助言を踏まえて決定する。

個人別の報酬等のうち株式報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長が、取締役会において定めた株式報酬規程に基づき、指名・報酬委員会に諮問した上で、取締役会において、取締役個人別の割当株式数を決定する。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 当社グループの現況

1. 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う都市封鎖や経済活動の著しい制限により大きく減速しました。経済活動の段階的な再開や景気対策の効果により緩やかに回復しつつあるものの、感染再拡大による足踏みに加え、米中の対立が世界経済に及ぼす影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループ事業の主要対象分野である自動車関連分野は、第3四半期以降、中国・米国市場を中心に自動車の生産・販売が急回復しました。IT・デジタル家電分野は、巣ごもり需要に加えテレワークやオンライン授業等のライフスタイルの変化に伴い、パソコン、ディスプレイの需要が拡大しました。食品分野は、インバウンド需要の消失や夏場の長雨、猛暑が影響し、特にコンビニ、土産物・外食産業は低調に推移しました。

このような状況のなか、当社グループは中期経営計画『BEYOND 3000』（2018年度～2020年度）の3つの基本戦略「3本柱の規模拡大（樹脂添加剤、化学品、食品）」「新規領域への進出」「経営基盤の強化」のもと様々な施策を実行しました。化学品では、中国の艾迪科精細化工（浙江）有限公司で樹脂添加剤等を製造する新工場が稼働しました。また、韓国のADEKA KOREA CORP.でDRAM向け半導体材料、千葉工場で先端リソグラフィ向け半導体周辺材料、相馬工場でエンジンオイル用潤滑油添加剤の設備を増強しました。食品では、食品ロス削減や省力化に貢献する練込用マーガリン「マーベラス」が、2021年1月に日本経済新聞社主催の「日経優秀製品・サービス賞」において「日経MJ賞」を受賞しました。

当社グループにおける新型コロナウイルス感染症への対応としましては、お客様ならびに従業員の安全を最優先に感染拡大防止を徹底しつつ、ウェブ会議の活用やテレワークの導入により働き方を見直し、また各国政府の政策に対応した形で事業活動を継続しました。

なお、当期連結会計年度より、財務諸表上の重要性が増したため、艾迪科精細化工（浙江）有限公司、ADEKA AL OTAIBA MIDDLE EAST LLC、NICHINO EUROPE CO.,LTD.の3社を連結の範囲に含め、NICHINO VIETNAM CO.,LTD.を持分法の適用範囲に含めています。

また、グループ経営管理の高度化を図るため、米国、中国、台湾、タイ、UAEに拠点を置く海外連結子会社10社の決算期統一を行いました。これに伴い、当該10社の会計期間は2020年1月1日から2021年3月31日までの15カ月間となっています。この影響により、売上高は252億62百万円、営業利益は16億66百万円それぞれ増加しています。

当期の業績につきましては、売上高は3,270億80百万円（前期比7.5%増）、営業利益は289億79百万円（同28.7%増）、経常利益は292億70百万円（同33.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は164億19百万円（同7.9%増）となり、売上高、営業利益、経常利益は過去最高を更新しました。第4四半期連結会計期間において自動車関連分野をはじめ市況が想定より早く回復したことにより、樹脂添加剤等の販売が好調に推移した結果、売上高、各利益ともに2021年2月12日に公表した通期連結業績予想値を上回りました。

報告セグメント別の概況は次の通りです。

(化学品事業)

当事業の売上高は1,758億23百万円（前期比7.1%増）、営業利益は203億49百万円（同16.1%増）となりました。

①樹脂添加剤

自動車向けでは、第3四半期以降、自動車生産の急回復に伴い核剤、光安定剤、ゴム用可塑剤の販売が回復しました。

建材向けでは、塩ビ用安定剤の販売が北米を中心に堅調に推移しました。

医療分野向けでは、感染予防対策関連で需要が増加しましたが、外来受診の抑制が続いたことで一般医療分野向けの販売が低調でした。

食品包装関連向けでは、透明化剤等の販売が海外を中心に堅調に推移しました。

自動車や家電、日用品等のプラスチック製品に幅広く使用される酸化防止剤は、期末にかけて販売が回復しましたが、通期では前期を下回りました。

家電筐体向けエンジニアリングプラスチック用難燃剤は、テレワークの広がりによるパソコン需要の拡大を捉え、中国、東南アジア等で販売が好調に推移しました。

樹脂添加剤全体では、第3四半期以降、自動車向け材料の販売が回復したことに加え、決算期統一の影響もあり、前期に比べ増収増益となりました。

②情報・電子化学品

半導体向けでは、5G通信を中心とした旺盛な半導体需要を背景に、最先端の微細化に対応したDRAM向け新製品の出荷が順調に拡大し、NAND向け製品の販売も堅調に推移しました。また、EUV（Extreme Ultraviolet：極端紫外線）に代表される最先端のリソグラフィ工程で使用される光酸発生剤の販売が好調に推移しました。

ディスプレイ向けでは、液晶・有機ELパネルの需要が増加し、液晶ディスプレイ用エッチング薬液、光学フィルム向け光硬化樹脂、カラーフィルター向け光重合開始剤の販売が好調に推移しました。

情報・電子化学品全体では、前期に比べ増収増益となりました。

③機能化学品

第2四半期までは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、総じて販売が低調に推移しましたが、第3四半期以降、自動車生産の急回復や一般工業向け薬品で需要が持ち直し、主力製品の販売が回復しました。自動車向けは、エンジンオイル用潤滑油添加剤、特殊エポキシ樹脂やエポキシ樹脂接着剤の販売が回復しました。また、一般工業向けではプロピレングリコール類の販売が好調に推移しました。一方で、インバウンド需要や外食産業向け需要が減少したため、化粧品や洗浄剤向け界面活性剤の販売が低調でした。

機能化学品全体では、前期に比べ減収増益となりました。

(食品事業)

当事業の売上高は700億43百万円（前期比1.4%減）、営業利益は13億97百万円（同11.1%減）となりました。

製パン、製菓用のマーガリン、ショートニング類は、コンビニの客数減少による影響を受けたものの、外出自粛を受けたまとめ買いや内食・中食需要の高まりにより、販売が底堅く推移しました。また、お客様が食品ロス対策として様々な取り組みを行うなかで、パン等のおいしさを持続させる練込用マーガリン「マーベラス」は消費期限延長効果が評価され販売が拡大しました。一方で、長引く観光・帰省需要の低迷により、土産菓子用のマーガリン、ショートニング、フィリング類の販売が低調でした。

洋菓子・デザート向けでは、ホイップクリームの販売が期を通じて好調に推移しました。

海外では、中国で製パン、製菓用のマーガリン、ショートニング類の需要が第3四半期末にかけて回復し、販売が底堅く推移しました。

食品事業全体では、高付加価値品の拡販に努めたものの、海外を中心に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、前期に比べ減収減益となりました。

(ライフサイエンス事業)

当事業の売上高は714億82百万円（前期比18.3%増）、営業利益は60億38百万円（同130.4%増）となりました。

農薬は、国内では、主力自社開発品目の普及拡販に努めた結果、販売が好調に推移しました。海外では、欧州、インドなどでの販売が好調でした。一方で、南米地域ではブラジル市場の競争激化の影響などから、販売が低調でした。

医薬品は、外用抗真菌剤「ルリコナゾール」の販売が好調に推移しました。

ライフサイエンス事業全体では、海外での農薬販売の拡大やNICHINO EUROPE CO., LTD.を連結化したことにより、前期に比べて増収増益となりました。

事業別	売上高(百万円)
化学製品事業	175,823
食品事業	70,043
ライフサイエンス事業	71,482
その他の事業	9,731

<当期のトピックス>

中期経営計画『BEYOND 3000』の最終年度となる当期は、事業領域の拡大と新規事業の創出を一層加速するべく、環境負荷低減や社会的課題解決に貢献する製品の開発・拡販を推進しました。

化学品事業では、環境対応型の樹脂添加剤ブランド「アデカシクロエイド」を新たに展開しました。限りある資源の消費抑制や廃プラスチックの削減に向けて、プラスチックのリサイクル時にヴァージン樹脂の使用量を抑え、リサイクル樹脂の比率を2倍以上に高めることができるリサイクル樹脂用ワンパック添加剤と、低炭素社会の実現に向けて天然由来の植物原料を使用したバイオマス原料塩ビ用可塑剤をラインナップしました。グローバル市場での販売拡大と製品ラインナップの拡充を両軸で推し進め、環境対応型プラスチック分野における樹脂添加剤の新たな市場を形成することで、持続可能な社会に貢献してまいります。

半導体メモリ向け高誘電材料「アデカオルセラ」シリーズでは、最先端のDRAMに適應した新製品の販売が順調に拡大しました。5G通信やIoT、クラウドシステム等の急速な普及を背景に、データセンターやスマートフォンなどに使用される半導体の高機能化ニーズが高まっています。同製品は、半導体プロセスの微細化（小さなサイズでも多くのデータを取り込むことができる）に必要な不可欠な材料として半導体メモリの高速化、高容量化に貢献しております。さらなる需要拡大を見据え、ADEKA KOREA CORP.で高誘電材料の設備増強とR&Dセンターの拡張を行い韓国での生産・研究開発の現地化を加速しました。ICT社会の発展に貢献するべく、さらなる販売拡大と次々世代を見据えた研究開発に努めてまいります。

食品事業では、「おいしさとやさしさを貢献します」をテーマとする新製品10品目を2020年4月に発売しました。練込用マーガリン「マーベラス」は、独自の酵素の組み合わせと高分散油脂技術により、焼き立てパン特有のしっとりさや食感を保持し、消費期限を従来より約1.5倍延長できます。また、油脂の温度管理が不要でパン生地に練り込みやすいことから、製パン工程の安定化・効率化も期待できます。油脂加工技術で食品ロス削減に貢献するという新しいアプローチと機能性が評価され、「2020年日経優秀製品・サービス賞日経MJ賞」（主催：日本経済新聞社）を受賞しました。今後も、お客様と社会の課題解決に寄与する製品を提供してまいります。

ライフサイエンス事業では、当社の連結子会社である日本農薬株式会社の新規水稻用殺虫剤「オーケストラフロアブル」及び「オーケストラ粉剤DL」が2020年9月に農薬登録を取得しました。同農薬は、2015年度から一般社団法人日本植物防疫協会を通じて新農薬実用化試験にて評価され、水稻の難防除害虫であるウンカ類に優れた防除効果を示すことを確認しております。また、人や動物、水生生物、有用昆虫等への影響が少なく、作物に対する薬害リスクも低いことを確認しております。これらの優れた特性により農作物の安定生産に貢献するべく、普及販売を進めてまいります。

当社は、私たちの事業や姿勢を端的に表現する、コーポレートスローガン『Add Goodness』を制定しました。『Add Goodness』は当社のビジネス、そして姿勢を表した言葉です。B to Bの素材メーカーとして、お客様とともに社会の変化やニーズをいち早く捉え、単なる素材ではなく、当社グループの高い技術やサービスを結集した「素材」の提供を通じて、人々の豊かなくらしの実現に貢献してまいります。

2. 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資等の総額は143億20百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

(1) 当期中に完成した主要設備

事業区分		会社名	項目
化学品事業	情報・電子化学品	ADEKA KOREA CORP.	半導体材料生産設備の新設・増設
		当社（千葉工場）	半導体周辺材料生産設備の増設
食品事業		当社（鹿島工場）	食品製造設備の増設

(2) 当期継続中の主要設備の新設、増設

事業区分		会社名	項目
化学品事業	樹脂添加剤	AMFINE CHEMICAL CORP.	ポリオレフィン用高機能添加剤生産設備の増設
		ADEKA AL OTAIBA MIDDLE EAST LLC	ワンパック顆粒添加剤生産設備の増設
	情報・電子化学品	ADEKA KOREA CORP.	半導体材料生産設備の増設
	機能化学品	当社（相馬工場）	潤滑油添加剤生産設備の増設
ライフサイエンス事業		NICHINO INDIA PVT.LTD.	農業生産設備の増設

(3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失に該当する事項はありません。

3. 資金調達の状況

当期におきましては、増資または社債の発行による資金調達を行っておりません。

4. 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

(1) 中長期的な経営戦略

当社グループは、中長期的な目指すべき方向性を示した2030年のありたい姿『ADEKA VISION 2030～持続可能な社会と豊かなくらしに貢献するInnovative Company～』を掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、幅広い事業を世界中で展開し、革新的な技術で世界をリードすることで、持続可能な社会と人々の豊かなくらしに貢献する企業となることを目指しています。

『ADEKA VISION 2030』の実現に向けたファーストステージとして、2021年度から新中期経営計画『ADX 2023』をスタートしました。

「ADX」は「ADEKAは変わります（ADEKA Transformation）」という決意を表しており、2030年を目標年とするSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、カーボンニュートラルをはじめとする新しい社会環境に対応するとともに、利益を重視し、足腰の強い企業体質へと自ら変革することで、社会価値と経済価値の追求による企業価値向上を図っていきます。

中期経営計画の最終年度である2023年度に、「営業利益350億円（連結売上高3,800億円）、ROE9%」を目指しております。

〔基本方針〕

「新しい社会環境に対応する経営基盤へ変革し、利益を重視した持続的な成長を目指す」
持続可能な社会の実現に向けて製品・サービスの提供を通じ、社会的課題の解決に取り組み、売上・利益を最大化していきます。中長期的視野で持続的に成長できる収益構造を構築し、社会価値と経済価値を追求することで、企業価値の向上を図ります。

〔3つの基本戦略〕

カーボンニュートラルをはじめとする新しい社会環境に対応するために、ADEKAは変わります。社会価値と経済価値を最大化させるべく、以下の3つの基本戦略を進めます。加えて、基本戦略遂行を支える基盤として、人財戦略、DX戦略を進めます。

①収益構造の変革

SDGsの達成に貢献していくため、樹脂添加剤・化学品・食品・ライフサイエンスの各事業における戦略製品に、気候変動対応、環境負荷低減や資源の有効活用等に貢献する「環境貢献製品」や、社会の期待に応える価値創出を目指した「ADEKA Innovative Value製品」（AIV製品）を組み入れ、社会価値と経済価値の双方を追求します。また、事業活動全体で生産性向上を進め、トータルコストの最適化を図ります。

②新規事業領域の拡大による持続的な成長

成長ドライバーとして「ライフサイエンス」「環境」「エネルギー」「次世代ICT」分野をターゲットとし、事業化を推進します。加えてM&Aによるポートフォリオの拡充と最適化を図ります。

③グループ経営基盤の強化

グループの求心力を高めるべく、グループガバナンスを一層強化するとともに、健全な財務基盤の構築により足腰の強い企業を目指します。また、同時に新しい働き方の追求にも取り組んでまいります。

ADX 2023 経営指標

	営業利益	(売上高)	ROE	設備投資額
2023年度	350億円	(3,800億円)	9%	総額500億円(3ヵ年)

配当方針

配当性向30%以上(適切な還元を総合的に勘案し、安定配当の維持を基本とする)

(2) 対処すべき課題

先進国の財政支援策やワクチン接種の進展により世界経済は緩やかな回復基調で推移することを見込んでいますが、より感染力の強い変異ウイルスの流行や深刻化する米中対立の動向、資源価格の変動が及ぼす影響等、多くの不確実性を孕んでおり、当社を取り巻く環境においても予断を許さない状況にあります。

当社グループの主要対象分野である自動車関連分野は、半導体不足の長期化による減産の影響が強く懸念されますが、通期では中国や米国を中心に生産台数の回復を見込んでいます。IT・家電分野は、5G通信を利用したサービスの拡大、デジタルインフラの整備が進み、これに適応する形で製品開発が加速することを見込んでいます。食品分野は、土産物・外食産業の回復は限定的である一方、肉食・中食需要の拡大やEコマースの普及により、新しい生活様式・販売チャネルに対応した製品開発が活発化することを見込んでいます。

このような状況のなか、中期経営計画『ADX 2023』の基本戦略として掲げる「収益構造の変革」、「新規事業領域の拡大による持続的な成長」、「グループ経営基盤の強化」をグループ一丸となって推進し、『ADX 2023』最終年度の経営目標の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後も変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 重要な子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

事業	会社名	本店所在地	資本金 (百万円)	議決権の所有割合 (%)	主要な事業内容
化学 品	ADEKAケミカルサプライ株式会社	東京都	104	100.00 (間接所有5.57)	化学製品の販売、金属加工油等の開発、製造、販売
	ADEKAクリーンエイド株式会社	東京都	140	100.00	業務用厨房用洗剤、工業用洗剤等の開発、販売
	AMFINE CHEMICAL CORP. (アムファインケミカル)	米国	1,600万USドル	60.00	樹脂添加剤等の製造、販売
	オキシラン化学株式会社	東京都	600	51.00	エポキシ系可塑剤等の製造、販売
	長江化学股份有限公司	台湾	3,000万NTドル	50.50	樹脂添加剤及び特殊可塑剤等の販売
	ADEKA KOREA CORP. (アデカ 코리아)	韓国	150億ウォン	100.00	化学製品の製造、販売
	ADEKA (ASIA) PTE.LTD. (アデカ (アジア))	シンガポール	80万USドル	100.00	化学製品の販売
	ADEKA Europe GmbH (アデカヨーロッパ)	ドイツ	50万ユーロ	100.00	化学製品の販売
	台湾艾迪科精密化学股份有限公司	台湾	2億NTドル	100.00	液晶パネル関連薬剤の製造、販売、化学製品の輸入販売
	ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS (アデカポリマー アディティブズヨーロッパ)	フランス	300万ユーロ	100.00 (間接所有100.00)	樹脂添加剤の製造、販売
	艾迪科 (中国) 投資有限公司	中国	3,100万USドル	100.00	化学製品及び原材料の販売
	艾迪科精細化工 (上海) 有限公司	中国	2,050万USドル	100.00	樹脂添加剤、機能性樹脂、電子材料等の製造、販売
	艾迪科精細化工 (常熟) 有限公司	中国	2,154万USドル	50.00	樹脂添加剤の製造、販売
	ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. (アデカファインケミカル (タイランド))	タイ	3億5,000万バーツ	81.00	樹脂添加剤の製造、販売、輸入販売
	AM STABILIZERS CORP. (エーエムスタビライザーズ)	米国	850万USドル	100.00 (間接所有100.00)	樹脂添加剤の製造、販売
	ADEKA USA CORP. (アデカユーエスエー)	米国	100万USドル	100.00	化学製品の販売
	艾迪科精細化工(浙江)有限公司	中国	3,000万USドル	100.00 (間接所有100.00)	樹脂添加剤、機能性樹脂、電子材料等の製造、販売
ADEKA AL OTAIBA MIDDLE EAST LLC (アデカアルオタバミドルイースト)	アラブ 首長国 連邦	4,546万UAEディルハム	49.00	樹脂添加剤の製造、販売、化学品、食品の販売	

事業会社名	本店所在地	資本金 (百万円)	議決権の所有割合 (%)	主要な事業内容	
食品	ADEKAファインフーズ株式会社	鳥取県	50	100.00	マヨネーズ類、油脂加工食品類、魚介類を使用した加工製品の製造、販売
	ADEKA (SINGAPORE) PTE.LTD. (アデカ (シンガポール))	シンガポール	800万Sドル	90.00	食用加工油脂、冷凍パイ生地及び関連食品の製造、販売
	ADEKA食品販売株式会社	東京都	42	100.00	製菓・製パン用食用加工油脂、その他食品原料等の販売
	株式会社 ヨンゴー	愛知県	18	92.64	製菓・製パン業務用資材の卸売
	上原食品工業株式会社	東京都	70	100.00	フラワーペースト、餡類及びレトルト調理食品の製造、販売
	艾迪科食品 (常熟) 有限公司	中国	2,300万USドル	70.00	食用油脂、油脂加工食品の製造、販売
	ADEKA FOODS (ASIA) SDN.BHD. (アデカフーズ (アジア))	マレーシア	9,000万リンギット	60.00	食用加工油脂、マーガリン、ショートニング、ファットスプレッドの製造、販売
	株式会社 クラウン	大阪府	10	100.00	食用油脂、油脂加工食品の製造、販売

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

事業	会社名	本店所在地	資本金 (百万円)	議決権の所有割合 (%)	主要な事業内容
ライ フ サ イ エ ン ス	日本農薬株式会社	東京都	14,939	51.00	農薬、医薬品等の製造、販売
	株式会社ニチノー緑化	東京都	160	100.00 (間接所有100.00)	緑化造園その他建設工事、 設計、施工、監理及び園 芸・緑化薬剤の販売等
	株式会社ニチノーサービス	東京都	3,400	100.00 (間接所有100.00)	農薬の生産、受注、保管、 配送の請負、不動産賃貸及 び管理の請負、倉庫業等
	NICHINO AMERICA, INC. (ニチノーアメリカ)	米国	70万USドル	100.00 (間接所有100.00)	農薬の生産、開発、販売等
	日本エコテック株式会社	東京都	20	100.00 (間接所有100.00)	農薬残留分析、化学物質の 安全性試験、環境保全に関 するコンサルティング等
	日佳農薬股份有限公司	台湾	4,000万NTドル	57.00 (間接所有57.00)	農薬の開発、普及、販売等
	株式会社アグリマート	東京都	50	100.00 (間接所有100.00)	シロアリ防除資材、防疫用 殺虫剤の販売等
	NICHINO INDIA PVT.LTD. (ニチノーインド)	インド	385万ルピー	100.00 (間接所有100.00)	農薬の生産、開発、販売等
	NICHINO CHEMICAL INDIA PVT.LTD. (ニチノーケミカルインド)	インド	1,050万ルピー	100.00 (間接所有100.00)	農薬の生産、販売
	SIPCAM NICHINO BRASIL S.A. (シプカムニチノーブラジル)	ブラジル	22,389万リアル	50.00 (間接所有50.00)	農薬の生産、普及、販売等
	NICHINO EUROPE CO.,LTD. (ニチノーヨーロッパ)	英国	3万英国ポンド	100.00 (間接所有100.00)	農薬の生産、販売
	NICHINO VIETNAM CO.,LTD. (ニチノーベトナム)	ベトナム	226億8,000万ベトナムドン	100.00 (間接所有100.00)	農薬の販売

事業	会社名	本店所在地	資本金 (百万円)	議決権の所有割合 (%)	主要な事業内容
その他	ADEKA総合設備株式会社	東京都	130	100.00	設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス
	ADEKA物流株式会社	東京都	50	100.00	貨物運送取扱事業、倉庫業、車輛等のリース
	ADEKAライフクリエイティブ株式会社	東京都	65	100.00 (間接所有20.00)	不動産の売買、仲介、管理、損保・生保代理業、OA機器職域販売、ビル・社宅等の管理運営

(2) 重要な関連会社の状況

事業	会社名	本店所在地	資本金 (百万円)	議決権の所有割合 (%)	主要な事業内容
化学 品	株式会社コープクリーン	埼玉県	80	46.88	石鹼、洗剤等の開発、販売
	昭和興産株式会社	東京都	550	21.78	合成樹脂、化学品、産業資材、情報電子材料、環境関連の商材等の販売
ライ フ サイ エ ンス	AGRICULTURAL CHEMICALS (MALAYSIA) SDN. BHD. (アグリカルチュラルケミカルズ (マレーシア))	マレーシア	205万リンギット	24.18 (間接所有24.18)	農薬の生産、販売
	SIPCAM EUROPE S.P.A. (シプカムヨーロッパ)	イタリア	3,694万ユーロ	20.00 (間接所有20.00)	農薬の生産、販売

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行済株式の総数 103,714,442株
 (2) 株主数 5,259名
 (3) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
※日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,970	7.69
※株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,786	5.58
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	4,053	3.91
※みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	3,770	3.64
A D E K A 取 引 先 持 株 会	3,081	2.97
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,334	2.25
農 林 中 央 金 庫	2,244	2.16
日 本 ゼ オ ン 株 式 会 社	2,188	2.11
昭 和 興 産 株 式 会 社	1,870	1.80
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,792	1.73

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (7,122株) を控除して計算しております。
 2. ※の信託銀行の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は2017年6月23日開催の第155回定時株主総会において、当社の取締役 (社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。) に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入することを決議しました。これを受け、2020年6月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、同7月27日に普通株式43,800株を処分しています。なお、当社の対象取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下の通りです。

役 員 区 分	割 当 て 対 象 人 数	割 り 当 て た 株 式 の 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	9名	43,800株

2. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	城 詰 秀 尊	
代 表 取 締 役	富 安 治 彦	専務執行役員 社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部 担当 兼 内部統制推進委員長 日本農薬株式会社 取締役監査等委員
取 締 役	荒 田 亮 三	常務執行役員 生産本部長
取 締 役	小 林 義 昭	執行役員 食品本部長 兼 東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー 艾迪科食品（常熟）有限公司 董事長
取 締 役	藤 澤 茂 樹	執行役員 化学品営業本部長 台湾艾迪科精密化学股份有限公司 董事長 艾迪科精細化工（上海）有限公司 董事長
取 締 役	志 賀 洋 二	執行役員 財務・経理部長
取 締 役	芳 仲 篤 也	執行役員 研究開発本部長 株式会社東京環境測定センター 代表取締役社長
取 締 役	安 田 晋	執行役員 法務・広報部、経営企画部、情報システム部、 デジタル化業務改革推進部担当 兼 コンプライアンス推進 委員長 兼 設備投資委員長
取 締 役	川 本 尚 史	執行役員 樹脂添加剤本部長 艾迪科精細化工（浙江）有限公司 董事長
取 締 役（社外）	永 井 和 之	中央大学 名誉教授 公益財団法人私立大学通信教育協会 会長 弁護士
取 締 役（社外）	遠 藤 茂	日揮ホールディングス株式会社 社外取締役 飯野海運株式会社 社外取締役 外務省 参与
常 勤 監 査 役	林 義 人	
常 勤 監 査 役	矢 島 明 政	
監 査 役（社外）	奥 山 章 雄	公認会計士 株式会社ニッポン 取締役監査等委員（社外取締役） 信金中央金庫 監事
監 査 役（社外）	竹 村 葉 子	弁護士
監 査 役（社外）	佐 藤 美 樹	朝日生命保険相互会社 取締役会長 富士急行株式会社 社外取締役 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 会長 公益財団法人全国税理士共栄会文化財団 副理事長 日本軽金属ホールディングス株式会社 社外監査役

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 取締役永井和之氏及び遠藤茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役奥山章雄氏、竹村葉子氏及び佐藤美樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役林義人氏は、執行役員として、営業部門を中心に業務執行に携わってきた経歴・実務経験があり、当社の業務に精通しています。また、自ら子会社の代表取締役や監査役を務めた経験を有するなど、企業経営や監査業務に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役矢島明政氏は、研究開発部門を中心に業務執行に携わってきた経歴・実務経験があり、当社の業務に精通しています。また、子会社の代表取締役として経営に携わり、2013年6月からは、取締役として当社経営に携わってきたことから、企業経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役奥山章雄氏は、公認会計士として長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役竹村葉子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役佐藤美樹氏は、金融機関の取締役会長を務めており、企業経営全般、並びに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間で、善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人財確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役（退任した者を含む）です。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬を決定する方針

当社の役員報酬は、職務執行の対価としての役員報酬、当該事業年度における会社と個人の業績に連動した役員賞与及び、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとしての株式報酬で構成されます。なお、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針は、2021年3月18日開催の取締役会にて以下のとおり決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上につながる、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことができるよう、適切かつ健全なパフォーマンスの動機付けとして十分機能する内容のものとする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての役員賞与および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて支給額を決定する。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、各事業年度の業績(連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益)、従来の役員賞与額、その他諸般の事情を総合的に勘案して算出された額を役員賞与として毎年、一定の時期に支給する。

上記業績指標を選定した理由は、当社グループの中期経営計画では、連結売上高と連結営業利益についての目標を定めており、連結当期純利益もまた、当社グループの中期経営計画に、目標として定めている株主還元(配当)の原資となる重要な業績指標だからである。なお、当該業績指標に関する実績については、財産及び損益の状況の推移(「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」14頁)に記載のとおりである。

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値、ひいては株主価値の持続的な向上を図る報酬構成とするため、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は、対象取締役の職務執行開始日から1ヶ月を経過する日までになされる取締役会決議により付与し、その付与数は役位に応じて決定する。また、譲渡制限期間は払込期日から3年以上とし、原則として、当該期間中継続して取締役の地位にあることを条件に譲渡制限を解除する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬である役員賞与のウエイトが高まる構成とする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、概ね以下のとおりとする(業績指標の達成率が100%である場合)。

役 位	基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等
代表取締役会長 代表取締役社長	65%	15%	20%
取締役兼専務執行役員	67%	13%	20%
取締役兼常務執行役員	68%	12%	20%
取締役兼執行役員	70%	10%	20%

(注 業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は譲渡制限付株式である。)

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等のうち基本報酬については、第146回定時株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役社長城詰秀尊がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長城詰秀尊は、取締役の役位、在任年数に応じて定められた報酬基準により策定した報酬案について、指名・報酬委員会に諮問し、その意見・助言を踏まえて、各取締役の個人別の報酬額を決定する。

個人別の報酬等のうち役員賞与については、第146回定時株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長城詰秀尊がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長城詰秀尊は、各事業年度の業績、従来の役員賞与額、その他諸般の事情を総合的に勘案して報酬案を策定し、指名・報酬委員会に諮問した上で、取締役会において、指名・報酬委員会の意見・助言を踏まえて決定する。

個人別の報酬等のうち株式報酬は、第155回定時株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長城詰秀尊が、取締役会において定めた株式報酬規程に基づき、指名・報酬委員会に諮問した上で、取締役会において、取締役個人別の割当株式数を決定する。

6. 個人別の報酬等の決定を委任する者及びその理由

上記5. に記載のとおり、代表取締役社長城詰秀尊は、いずれの報酬についても、株主総会で決議された限度額の範囲内で、報酬基準等に基づいて報酬案の策定を行い、指名・報酬委員会に諮問の上、指名・報酬委員会の意見・助言を踏まえて決定しています。したがって、代表取締役社長城詰秀尊に委任された権限は、適切に行使されております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	387 (17)	257 (17)	60	69	14 (2)
監査役 (うち社外監査役)	63 (19)	63 (19)	-	-	5 (3)

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人分の給与を含んでおりません。

2. 役員報酬は、2008年6月23日開催の第146回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額336百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役の報酬額を年額70百万円以内とご決議いただいております。

なお、上記定時株主総会後の取締役及び監査役の員数は、取締役10名（うち社外取締役1名）、監査役4名となっております。

また、上記の報酬枠とは別枠で、2017年6月23日開催の第155回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する報酬額を年額150百万円以内とご決議いただいております。

なお、上記定時株主総会終了後の対象となる取締役の員数は、9名となっております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

永井取締役：公益財団法人私立大学通信教育協会 会長

佐藤監査役：朝日生命保険相互会社 取締役会長

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 会長

公益財団法人全国税理士共栄会文化財団 副理事長

上記の兼職先と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

遠藤取締役：日揮ホールディングス株式会社 社外取締役

飯野海運株式会社 社外取締役

奥山監査役：株式会社ニッポン 取締役監査等委員（社外取締役）

信金中央金庫 監事

佐藤監査役：富士急行株式会社 社外取締役

日本軽金属ホールディングス株式会社 社外監査役

上記の兼職先と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。

③ 当期中の取締役会・監査役会での活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	永井和之	当期中に開催した19回（定時12回、臨時7回）の取締役会のうち、定時12回、臨時7回の合計19回すべてに出席し、経験豊富な経営の観点及び会社法に関する専門的な立場から適宜質問するとともに意見を述べるなど、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしました。
	遠藤茂	当期中に開催した19回（定時12回、臨時7回）の取締役会のうち、定時12回、臨時7回の合計19回すべてに出席し、国際情勢等の幅広い知識・見識と豊かな国際感覚をもとに、グローバルな視点から適宜質問するとともに意見を述べるなど、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしました。
監査役	奥山章雄	当期中に開催した19回（定時12回、臨時7回）の取締役会のうち、定時12回、臨時7回の合計19回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的な見地から適宜質問するとともに意見を述べております。また、当期中に開催した7回の監査役会のうち、7回すべてに出席し、社外者としての公正・客観的な立場から意見を述べ、議論を行っております。
	竹村葉子	当期中に開催した19回（定時12回、臨時7回）の取締役会のうち、定時12回、臨時6回の合計18回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から適宜質問するとともに意見を述べております。また、当期中に開催した7回の監査役会のうち、7回すべてに出席し、社外者としての公正・客観的な立場から意見を述べ、議論を行っております。
	佐藤美樹	当期中に開催した19回（定時12回、臨時7回）の取締役会のうち、定時12回、臨時6回の合計18回出席し、経験豊富な経営の観点から適宜質問するとともに意見を述べております。また、当期中に開催した7回の監査役会のうち、7回すべてに出席し、社外者としての公正・客観的な立場から意見を述べ、議論を行っております。

④ 社外役員に対する報酬等の総額

社外役員 5名 37百万円

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	255,525	流動負債	107,281
現金及び預金	84,244	支払手形及び買掛金	50,254
受取手形及び売掛金	91,087	短期借入金	22,599
有価証券	2,499	1年内返済予定の長期借入金	10,715
商品及び製品	41,486	リース債務	310
仕掛品	5,363	未払費用	7,779
原材料及び貯蔵品	22,930	未払法人税等	4,295
その他	8,493	賞与引当金	3,321
貸倒引当金	△581	役員賞与引当金	130
		環境対策引当金	508
固定資産	182,132	関係会社整理損失引当金	429
有形固定資産	118,909	その他	6,936
建物及び構築物	36,305	固定負債	58,890
機械装置及び運搬具	42,227	社債	11,481
土地	29,129	長期借入金	12,331
リース資産	496	リース債務	527
建設仮勘定	3,812	繰延税金負債	4,737
その他	6,938	再評価に係る繰延税金負債	3,414
無形固定資産	16,155	退職給付に係る負債	21,193
技術資産	7,461	役員退職慰労引当金	231
顧客関連資産	2,810	その他	4,972
ソフトウェア	1,702	負債合計	166,172
リース資産	97	(純資産の部)	
その他	4,084	株主資本	212,097
投資その他の資産	47,067	資本金	22,994
投資有価証券	35,498	資本剰余金	20,039
長期貸付金	753	利益剰余金	169,469
退職給付に係る資産	1,914	自己株	△406
その他投資資産	2,854	その他の包括利益累計額	15,977
繰延税金資産	4,417	その他有価証券評価差額金	9,921
その他	2,168	土地再評価差額金	4,253
貸倒引当金	△539	為替換算調整勘定	3,379
		退職給付に係る調整累計額	△1,576
資産合計	437,657	非支配株主持分	43,410
		純資産合計	271,485
		負債・純資産合計	437,657

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		327,080
売上原価		240,348
売上総利益		86,732
販売費及び一般管理費		57,752
営業利益		28,979
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,037	
持分法による投資利益	428	
デリバティブ評価益	291	
その他	938	2,695
営業外費用		
支払利息	949	
為替差損	999	
その他	455	2,404
経常利益		29,270
特別利益		
固定資産売却益	1,372	
投資有価証券売却益	68	1,441
特別損失		
固定資産廃棄損失	271	
減損損失	707	
投資有価証券評価損	9	
関係会社株式評価損	74	
関係会社整理損失引当金繰入額	429	
環境対策費	1,498	2,990
税金等調整前当期純利益		27,721
法人税、住民税及び事業税	8,342	
法人税等調整額	△62	8,280
当期純利益		19,441
非支配株主に帰属する当期純利益		3,021
親会社株主に帰属する当期純利益		16,419

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	99,038	流動負債	39,376
現金及び預金	28,652	支払手形	1,637
受取手形	3,807	買掛金	18,347
売掛金	30,591	短期借入金	4,000
有価証券	2,499	1年内返済予定の長期借入金	5,000
商品及び製品	11,413	リース負債	191
仕掛品	4,445	未払費用	1,948
原料及び貯蔵品	10,899	未払法人税等	3,271
前払費用	275	賞与引当金	2,351
未収金	2,479	役員賞与引当金	2,010
貸倒引当金	3,993	関係会社整理損失引当金	60
	△20	その他	429
			128
固定資産	146,743	固定負債	34,029
有形固定資産	72,619	社債	10,000
建物	16,996	長期借入金	4,000
構築物	3,096	リース負債	223
機械装置	29,813	評価に係る繰延税金負債	3,414
車両運搬具	31	退職給付引当金	14,725
工具、器具及び備品	3,325	再投資除却負債	109
土地	18,077	長期預り金	1,556
建物	281	負債合計	73,406
建設仮勘定	997		
無形固定資産	3,185	(純資産の部)	
諸権利	1,282	株主資本	161,064
設備利用権	100	資本金	22,994
ソフトウエア	1,022	本剰余金	20,095
ソフウェア	86	資本剰余金	20,020
その他の資産	694	利益剰余金	74
投資その他の資産	70,939	利益剰余金	117,981
投資有価証券	21,926	利益剰余金	1,096
関係会社株	30,779	利益剰余金	116,885
関係会社出資	7,488	配当準備	90
長期貸付金	6,966	固定資産圧縮積立	60
長期前払費用	113	繰越利益剰余金	51,241
繰延税金資産	3,221	自己株式	△7
その他	1,441	評価・換算差額等	11,311
貸倒引当金	△998	その他有価証券評価差額金	7,057
		土地再評価差額金	4,253
		純資産合計	172,375
資産合計	245,782	負債・純資産合計	245,782

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		126,281
売上原価		90,233
売上総利益		36,047
販売費及び一般管理費		24,047
営業利益		12,000
営業外収益		
受取利息	165	
受取配当金	4,563	
為替差益	94	
雑収入	319	5,142
営業外費用		
支払利息	99	
出向者差額	729	
雑損失	150	979
経常利益		16,163
特別利益		
投資有価証券売却益	68	68
特別損失		
固定資産廃棄損	204	
関係会社株式評価損	74	
関係会社整理損失引当金繰入額	429	
貸倒引当金繰入額	204	912
税引前当期純利益		15,319
法人税、住民税及び事業税	3,404	
法人税等調整額	△449	2,955
当期純利益		12,364

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社A D E K A
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 達也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A D E K Aの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A D E K A及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社A D E K A

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 達也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A D E K Aの2020年4月1日から2021年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社A D E K A 監査役会

常勤監査役	林	義	人	ⓐ
常勤監査役	矢	島	明	ⓐ
監査役(社外監査役)	奥	山	章	ⓐ
監査役(社外監査役)	竹	村	葉	ⓐ
監査役(社外監査役)	佐	藤	美	ⓐ

以上

株主総会会場 ご案内図

会場

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株式会社A D E K A 本社15階ホール
電話 03-4455-2811



株式会社 **ADEKA** 本社ビル



交通

- ・日暮里・舎人ライナー（日暮里～西日暮里～熊野前～見沼代親水公園）
「熊野前」駅下車 徒歩5分
- ・東京さくらトラム〔都電荒川線〕
（早稲田～熊野前～三ノ輪橋）
「熊野前」駅下車 徒歩5分
- ・都バス 系統：端44
（駒込病院～田端～都立大荒川キャンパス前～北千住駅前）
「都立大荒川キャンパス前」下車 徒歩3分

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

